

平成28年7月26日の朝日新聞朝刊の記事によれば、同月25日、厚生労働省は、子どもを親から引き離す一時保護の仕組みを見直す検討を始めたとのことである。一時保護の判断を裁判所に委ねられるかどうかを焦点とされている。

言うまでもなく、一時保護の目的は子どもの生命の安全を確保することである。また、ここでいう「生命の安全」を図るということは、単に生命の危険を防止するという点に止まらず、子どもの権利を尊重するという立場から、見過ごすことができない環境に子どもがいれば、そこから子どもを引き離すという点も含まれている。

過去を振り返れば、一時保護をすかどうかを判断するのが遅れてしまった結果、尊い命が奪われてきたことが数多くあった。躊躇することなく一時保護を実施する必要性が高い事例も実際にあると思う。このような視点から、いわゆる児童虐待防止法第8条3項では、一時保護の実施にあたっては速やかに行うよう努めなければならないとされている。

しかし、一時保護はとて強力な

行政権限を認める行政処分であることから、その実施にあたっては合理的・客観的な運用を図らなければならぬことはもちろんである。子どもを取り巻く保護者などの意思に反しても強制的な措置を行うことができない一時保護という制度は、世界的にも稀であると言われている。逮捕、勾留は言うに及ばず、意思に反しても強制的に処分などを行うためには、通常、裁判所の判断を必要とされているが、その前後に巨つて裁判所の判断に基づく許可を必要としない一時保護については、どうやってその客観性や合理性を図っていくのかという点は極めて重要な検討課題であった。

この点、平成9年6月20日、厚生省児童家庭局長により「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」と題する通知が出され、また、平成11年3月に「子ども虐待対応の手引き」が刊行されて以降、一時保護の判断や運用は、より一層、客観的・合理的になってきたと考えている(この点は、「子ども虐待対応・アセスメントフローチャート」参照)。

また、その後も、平成21年5月、法

務省の委託により「児童虐待防止のための親権制度研究会」が開催された。最高裁事務総局や厚生労働省も参加する中で議論がなされ、その動きは、社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会に引き継がれ、平成23年1月に報告書が取りまとめられた。

その結果、原則的に2ヶ月を超えてはならないとされていた一時保護の期間延長について、同期間を超える場合には、児童福祉審議会の意見を聞かなければならないと規定されるに至った。上記報告書によれば、一時保護における裁判所の関与を強めることは相当ではないとされたものの、第三者機関である児童福祉審議会に対して事案の説明を丁寧に行い、同審議会の意見を聞いた上で延長を行うというシステムを用いることでさらなる客観性・合理性を図ってきたのである。

このような動きを踏まえた上での今般の一時保護の見直しというものは、平成23年当時、一時保護に対する裁判所の関与を強化することが相応ではないと判断された状況を乗り

越えて、一時保護の判断を裁判所に委ねられるかどうかを検討することである。

一時保護を実施した場合、子どもをその手元から引き離された保護者が「児相憎し」という強行的な態度を取り続け、児童相談所と対立関係になってしまい、その後の親と子の再統合への交渉を難しくさせてしまってきたという意見もある。かかる意見からは、第三者である裁判所が一時保護の判断に関われば、保護者との無用な対立が避けられることを理由に、裁判所に判断をさせるべきであるとの判断がなされている。しかし、現状では、裁判所が一時保護の判断を行うことはまだまだ難しいのではないかと思う。虐待であるかどうか、明確であれば問題はなからうが、その点がまだ不明である場合でも、子どもの安全を図るために親から引き離す必要性が大きい事例はたくさんある。その場合に、裁判所がどのような資料に基づいて判断をするのか、さらなる資料提出を児童相談所に求めた結果、その判断が遅れて子どもの安全を図れないのではないかと

いう懸念が強い。

法律 40
法相 R

一時保護の判断を
裁判所に委ねられるか

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。